

## 公告

下記のとおり、関税法第24条第1項に基づき、外国往来船等と陸地との間の交通場所、貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く)及び船用品、機用品及び携帯品の積卸場所を指定(変更)したので、公告する。

### (1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
JXTGエネルギー株式会社下松事業所表門	下松市東海岸通り1番地	JXTGエネルギー株式会社下松事業所内に係留する船舶と交通する者に限る。

を

### (1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
ENEOS株式会社下松事業所表門	下松市東海岸通り1番地	ENEOS株式会社下松事業所内に係留する船舶と交通する者に限る。

に

(2) 貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
JXTGエネルギー株式会社下松事業所K-1さん橋	下松市東海岸通り1番地	JXTGエネルギー株式会社下松事業所保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。

を

(2) 貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
ENEOS株式会社下松事業所K-1さん橋	下松市東海岸通り1番地	ENEOS株式会社下松事業所保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。

に

(3)船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
JXTGエネルギー株式会社下松事業所表門	下松市東海岸通り1番地	JXTGエネルギー株式会社下松事業所内に係留する船舶に積卸しするものに限る。

を

(3)船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
ENEOS株式会社下松事業所表門	下松市東海岸通り1番地	ENEOS株式会社下松事業所内に係留する船舶に積卸しするものに限る。

に指定（変更）する。

令和2年6月26日

徳山税関支署長 中山 栄二